

(様式第1号)

令和3年度第1回 上宮川文化センター運営審議会 会議録

令和4年2月4日(金)に開催を予定しておりました上宮川文化センター運営審議会は、新型コロナウイルス感染拡大に伴うまん延防止等重点措置により、書面開催としました。

日 時	令和4年3月11日(金)～3月23日(水)
開催方法	書面開催
出席者	委員長 大谷 悟 副委員長 寺本 愼兒 委員 小野田 正美, 小畑 広士, 鍵野 眞智子 中田 邦子, 中山 裕雅, 岸田 太 井岡 祥一(敬称略)
事務局	市民生活部長 森田 上宮川文化センター長(隣保館長, 児童センター所長) 渡邊 上宮川文化センター管理係長 池田 上宮川文化センター主査 堀田
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

上宮川文化センターの運営について

2 提出資料

上宮川文化センターの概要(説明資料)

令和2, 3年度事業実績

令和4年度事業概要

コロナ禍での実施状況(変遷まとめ)

3 議事

意見者	意見内容
大谷委員長	送付いただいた資料にもお示しいただいているように隣保館事業は、社会福祉法に定める第2種社会福祉事業です。「わがこと丸ごと」「重層的な地域支援体制」など国が推進している地域

<p>事務局回答</p>	<p>を基盤とする社会福祉施策において、「隣保館」の果たす役割は大きいものがあると考えられます。</p> <p>また、ネット上で示される部落差別の書き込みもあとをたたず、部落差別解消法の実定化も進んでいないことも考え合わせると、従来から担ってきた人権擁護機関としての隣保館の果たす役割もまた大きいものがあると思います。コロナ感染がおさまらない中ではありますが、地域と人権を大切に活動を一歩ずつでも進められればいいですね。</p> <p>ご意見にありますように、地域福祉の拠点として、人権課題解決に向けた施設として、今後も各種事業を実施してまいります。</p> <p>また、令和3年度から、上宮川文化センターでは芦屋市の同和問題について、インターネット・モニタリングを実施しています。</p>
<p>寺本副委員長</p>	<p>1 資料全体について</p> <p>(1) 事務的な事</p> <p>各資料に資料番号が記載されていないため少しわかりにくいので、できれば各資料に「資料1」、「資料2」と右肩に記載していただければと思います。また、資料1と資料2で重複している事業については、資料2の備考欄に「再掲」と記入していただければと思います。</p>
<p>事務局回答</p>	<p>ご指摘いただいた貴重なご意見を、今後の上宮川文化センターで作成する資料全般に活かしていきます。</p>
<p>寺本副委員長</p>	<p>(2) 資料構成について</p> <p>資料1（説明資料）ですが、ハード面の内容と①部屋の使用状況②来館者数③保健衛生事業は資料1のみに記載され、④人権啓発講演会⑤人権啓発展示会⑥ヒューマンライツシアター⑦ワンコインシアター⑧児童センター映画会⑨児童センター子育て講演会については、実施内容（実績）も記載されていますが、同様の内容が資料2にも重複して掲載されています。</p> <p>また実績年度も①～③（平成30年度～令和2年度）と④～⑨（令和元年度～令和3年度）の記載年度が異なっており、資</p>

<p>事務局回答</p>	<p>料1の上記⑥は参加人数が記載されていますが、上記④～⑤及び⑦は省略されています。それと⑤の人権啓発展示会は資料2と表現内容が異なります。</p> <p>以上の資料構成の考え方について説明をお願いします。</p> <p>資料1については、書面開催用に作成いたしました。より詳しく説明をと考えて作成しましたが、重複しているところ、していないところなどがあり、混乱させてしまいました。年度の記載の違いについては、なるべく直近の数字を確認していただくために、事業が終了して確定したものと、年度末で確定するものとを分けて記載したものです。</p> <p>人権啓発展示会の表現内容については、資料1は実施した内容を、資料2はその時の表題を掲載いたしました。</p> <p>今後は、混乱を招かないように、説明の必要性、表記内容の統一などに注意をして資料の作成に取り組みます。</p>
<p>寺本副委員長</p>	<p>(3) 事業と実績評価について</p> <p>資料1において様々な事業が記され、資料2で参加人数等の実績が記載されていますが、それぞれの事業の実施回数や数値について目標値があるのでしょうか。達成状況等のデータがなければ、進捗率等が見えてきませんので、事業の評価を行うのは難しいと考えますがいかがでしょうか。</p>
<p>事務局回答</p>	<p>事業の実施回数についての目標値はありましたが、参加者には目標値を定めていませんでした。今後は、目標値を定めて事業の実施を考えてまいります。</p>
<p>寺本副委員長</p>	<p>(4) コロナ禍での取り組みについて</p> <p>資料4のとおり、コロナ禍で人が集まる様々な事業が中止されています。コロナ禍であるからこそ重点的に進められた事業等はあるのでしょうか。資料1の5ページに記載の保健衛生事業では、令和元年度と令和2年度と比べて若干相談件数が増えています。これも、コロナ禍でなかなか外出等ができず、体調不良等で相談に来られたり訪問されたりした結果だと想像できますが、いかがでしょうか。</p>

事務局回答	<p>コロナ禍で事業が中止になった時は、地域住民等とつながりが必要と考え、安否確認のため訪問、電話連絡を行い、ご指摘の通り相談件数が増えました。</p> <p>今後も、つながりを大切に事業の実施をまいります。</p>																																								
寺本副委員長	<p>(5) 資料1, P1の使用状況(使用室別)について</p> <p>文化センターでは、直接事業で「※印の貸室」となっている部屋を使用することがあると思うのですが、こちらの数値では直接事業は含まないものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>もし含まないのであれば、直接事業の使用件数も教えていただければと思います。</p> <p>また、文化センターの設置及び管理に関する条例第10条(使用料免除)の対象となった貸室使用の件数及び内訳(市内の官公署、各種団体)がわかれば合わせてお願いします。</p>																																								
事務局回答	<p>直接事業を含む数値となっております。</p> <p>令和2年度</p> <table border="1" data-bbox="451 1077 1350 1518"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>直接事業 (件)</th> <th>一般使用 (件)</th> <th>合計</th> <th>直接事業の 割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>214</td> <td>218</td> <td>432</td> <td>49.5</td> </tr> <tr> <td>会議室(大)</td> <td>68</td> <td>228</td> <td>296</td> <td>22.9</td> </tr> <tr> <td>会議室(中)</td> <td>6</td> <td>257</td> <td>263</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>会議室(小)</td> <td>62</td> <td>232</td> <td>294</td> <td>21.0</td> </tr> <tr> <td>生活改善室</td> <td>88</td> <td>52</td> <td>140</td> <td>62.8</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>49</td> <td>201</td> <td>250</td> <td>19.6</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>5</td> <td>331</td> <td>336</td> <td>1.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料免除</p> <p>芦屋市 81件</p> <p>地域団体 54件</p> <p>公共的団体(芦屋市社会福祉協議会、芦屋市人権教育推進協議会等) 57件</p> <p>寺本副委員長</p> <p>2事業内容について</p> <p>(1) 調査研究について</p> <p>資料1, 2のP1「社会調査・研究事業」に「各種調査・研</p>	室名	直接事業 (件)	一般使用 (件)	合計	直接事業の 割合(%)	ホール	214	218	432	49.5	会議室(大)	68	228	296	22.9	会議室(中)	6	257	263	2.2	会議室(小)	62	232	294	21.0	生活改善室	88	52	140	62.8	教養娯楽室	49	201	250	19.6	視聴覚室	5	331	336	1.4
室名	直接事業 (件)	一般使用 (件)	合計	直接事業の 割合(%)																																					
ホール	214	218	432	49.5																																					
会議室(大)	68	228	296	22.9																																					
会議室(中)	6	257	263	2.2																																					
会議室(小)	62	232	294	21.0																																					
生活改善室	88	52	140	62.8																																					
教養娯楽室	49	201	250	19.6																																					
視聴覚室	5	331	336	1.4																																					

<p>事務局回答</p>	<p>究を行う～中略～一環として行う」との説明がありますが、「各種調査・研究」の実施状況については資料には掲載されていないように思います。どのように取り扱いをされているのか教えていただければと思います。</p> <p>地域福祉推進のための高齢者，障がい者等の状況を，各種事業を通じて把握に努めています。</p> <p>各種生活相談に対応できるため，相談カードを作成しています。</p> <p>自立支援のための関係者ケース会議，関係機関との連絡調査を行っています。</p> <p>各種事業ごとのアンケート実施等をし，住民の反応やニーズを把握するように努めています。</p>
<p>寺本副委員長</p>	<p>(2) 民生事業について</p> <p>資料1，2Pの2民生事業(1)相談指導事業についてですが，名称が「相談指導事業」とあります。昨今の福祉事業では「相談支援」の表現が主流となってきました。保健衛生の分野では，「指導」が適切だと思いますが，民生事業全体ではエンパワメントの持つ意味が重いと考えるので「相談支援」にあらためたらどうでしょうか。もちろん「処務規則」等の改正も必要ですが。</p>
<p>事務局回答</p>	<p>処務規則の改正が伴いますので，「相談支援」に改めるまでには至りませんが，ご指摘のとおり，相談を受ける側(支え手)，相談をする側(受け手)の一方の関係を超え，本人の持つ力を引き出すというエンパワメントの発想を持ち，双方向の関係性を築いていく「相談支援」の精神を持って事業を行います。</p>
<p>寺本副委員長</p>	<p>3 事業の方向について</p> <p>本運営審議会が平成9年度に「芦屋市立上宮川文化センターの今後のあり方」について，答申を出されてから25年を経過しました。その間，介護保険制度等の新しい制度も運用が始まり，社会福祉事業法が社会福祉法に改められました。</p> <p>平成29年12月に出された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の通知が厚労省から出され，「市町村</p>

	<p>地域福祉計画, 都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」について、「隣保館が地域福祉の推進を担うことのできる機能を有している」との答弁が衆議院で（内閣衆質一九六第一〇五号平成三十年三月九日）されております。</p> <p>上記, 平成九年度「芦屋市立上宮川文化センターの今後のあり方」では, 「地域福祉・保健活動の拠点として」の項の中で②として「同和対策事業の進捗によって, 基礎的な条件が整備されつつある現在と, 近未来を展望するならば, 「地区」住民をこれまでのような福祉・保健サービスの一方的な”受け手”から, 自立をめざす諸活動の”主体的な担い手”へと変貌させる取り組みが求められる。したがって, 文化センターが主催する各種事業, とりわけ教育・文化的事業については, 福祉・保健の増進, まちづくりなどへの「地区」住民の主体的参加を促し, 支援する視点から検討・再編成するべきである。」と指摘されています。この答申は25年を経た今日においてもなお色褪せることなく, 近年の社会福祉法の改正に合致しています。本市の第4次地域福祉計画がこの4月からスタートします。その計画においても隣保館が担う役割も大きいと考えますがいかがでしょうか。</p>
事務局回答	<p>「芦屋市立上宮川文化センターの今後のありかたについて(答申)」の内容については, 近年の社会福祉法の改正に合致していると同じ意見を持っております。</p> <p>また, 衆議院では, ご指摘の答弁の他に, 社会福祉法の第4条第1項及び第2項にある「地域住民等」に隣保館が含まれている答弁もありました。</p> <p>芦屋市の第4次地域福祉計画が4月から始まりますが, 特に重層的支援体制につきましては, 今まで隣保館で行ってきた相談業務に加え, より一層関係各課との連携に努めてまいります。</p>
寺本副委員長	<p>3 職員の研修体制について</p> <p>相談業務等を実施する場合, 職員の基本的な知識が求められると考えます。具体的には, 「社会福祉主事」や「FP」, 「隣保事業士」等が考えられますが, 現在の職員の取得状況について教えてください。</p> <p>また, 以前は, 隣保館職員に「社会福祉主事」や「社会教育</p>

	<p>主事」の認定講習を受講する機会がありましたが、現在は実施されているのでしょうか。</p>														
事務局回答	<p>資格取得者</p> <table data-bbox="478 461 1190 786"> <tr> <td>社会福祉主事</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>社会教育主事</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>隣保事業士</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>F P (ファイナンシャルプランナー) 3級</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>簿記3級</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>防災士</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>認知症サポーター</td> <td>3名</td> </tr> </table> <p>「社会福祉主事」「社会教育主事」に特化しておりませんが、研修費用については予算化しており、令和4年度は隣保事業士の受講者1名を予定しております。</p>	社会福祉主事	3名	社会教育主事	1名	隣保事業士	2名	F P (ファイナンシャルプランナー) 3級	1名	簿記3級	1名	防災士	1名	認知症サポーター	3名
社会福祉主事	3名														
社会教育主事	1名														
隣保事業士	2名														
F P (ファイナンシャルプランナー) 3級	1名														
簿記3級	1名														
防災士	1名														
認知症サポーター	3名														
小野田委員	<p>現在の世界のコロナ対応の動向を見ると、今後日本においても規制緩和されたウイズコロナ社会に移行すると想像されます。しかし、経済的な打撃を被った人々の困窮がさらにはっきりと問題としてクローズアップされていくでしょう。これに伴って、子どもの貧困問題がますます深刻化し、健康の保持や教育の機会などに格差が拡大化することも予測されます。</p> <p>また「子どもの人権」という概念は、こどもの人権条約の批准から28年経過しても日本では認知度が低いために市民に十分に浸透していません。</p> <p>これらのことに対して、</p> <p>(1) 芦屋市では素晴らしい子どもの人権条約の紹介チラシも作成されているので、その掲示・配布の実施によって、問題を抱える子どもや保護者からの問題解決へのアプローチのしやすさを確保していただければと思います。</p> <p>(2) 子どもの人権条約に関する書籍も多くありますので、年に1度、子どもの人権週間として本の陳列なども実施していただけるとありがたいところです。</p>														
事務局回答	<p>(1) 芦屋市では、子どもの権利条約(概要版)を、市内の幼稚園・保育所・こども園の年長または5歳児、市立小学校の6</p>														

<p>小野田委員</p>	<p>年生，市立中学校の3年生にそれぞれ配布しております。</p> <p>上宮川文化センターでは，子どもの権利条約（概要版）を芦屋市HPから印刷し，遊戯室のある2階廊下に掲示いたしました。</p> <p>（2）12月の人権週間に合わせて，図書室に特集コーナーを設けます。</p> <p>また，不安定な国際情勢からもインフレや食料・燃料不足のしわ寄せも子どもの生活に悪影響を及ぼすことも懸念されています。</p> <p>（3）保護されるべき子どもでありながら，他者の世話などを負担する「ヤングケアラー」の問題や，貧困で生理用品を購入できないという日常生活の中の見えにくい問題など具体的な課題へのアプローチやサポートの対応などを相談事業に加えていただければと希望します。</p>
<p>事務局回答</p>	<p>上宮川文化センター長は，芦屋市の児童委員，医師会，警察，学校等で構成されている要保護児童対策地域協議会の委員となっているため，ご指摘の相談事業については実施しています。</p> <p>今後も関係機関との連携を図り，多様化，複雑化している子どもの問題に対応できるように相談事業を行ってまいります。</p>
<p>小畑委員</p>	<p>（審議会の運営について）</p> <p>（1）今後の審議会運営タイムスケジュールについて示されたい。</p>
<p>事務局回答</p>	<p>8月下旬から9月上旬の開催を予定しております。</p>
<p>小畑委員</p>	<p>（隣保館事業について）</p> <p>（2）地域の歴史・文化に関わる研究・研修等の事業について検討をおこなって頂きたい。</p> <p>（3）全国水平社創立100年となる今年，人権啓発事業としてパネル展示等の開催を検討して頂きたい。</p>
<p>事務局回答</p>	<p>（2）地域住民等と相談のうえ，対応していきます。</p> <p>（3）人権週間に，上宮川文化センター3階廊下掲示板を活用</p>

	<p>して、兵庫県から同和問題に関するパネルを借りて展示を行う予定です。</p>
<p>鍵野委員</p>	<p>今回の運営審議会は書面決議でしたが、委員の方々との交流も含め再度運営審議会を要望したく思う。</p>
<p>中田委員</p>	<p>事業内容と役員体制の承認に終わらず、必要に応じての審議をお願いしたい。今回、書面決議でありましたが、役員皆様と地域の交流も含め、対面での審議を再度お願いいたします。</p> <p>その事が、センター事業と隣保館事業の運営についてかかせないと思います。</p>
<p>事務局回答</p>	<p>今回の運営審議会は、当初2月4日に開催を予定していましたが、オミクロン株を原因とした新型コロナウイルス感染者数の増加によるまん延防止等重点措置のため、延期いたしました。</p> <p>その後、まん延防止等重点措置の延長、再延長もあり、年度内で行うために、書面開催といたしました。</p> <p>次年度は、新型コロナウイルスの感染状況によりますが、通常通りの開催を考えております。</p>